

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年12月9日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月27日から令和4年1月24日まで縦覧に供する。

令和3年12月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業) 中出地区	観音寺市経済部 農林水産課
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 向本庄2地区	〃